

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は待機児童の解消への取り組みについてであります。

県内待機児童313人、10月時点保育士不足、横ばいという見出しが新聞に掲載されました。また、この時期になりますと私の方に、保育園に入れたいが入れますか、心配ですとか、希望している保育園に入りたいが可能でしょうか。また育児休暇が終わります。どうしても入園させたい、保育所に途中入所を希望したが定員いっぱい断られ、再度申請をしましたが本当に心配でたまりませんなどなど、保護者の皆さんからの問い合わせがよくあります。

幼・保無償化で保育需要が高まった可能性もあります。多度津町は7名が待機児童と記載されていますが、実際にはもっと多いのではないかと思います。なぜならば、私の周りにも預けたいけど入れない、隠れ待機児童、つまり保護者が育児休業中、また特定の施設のみを希望、保護者が求職活動中、企業主導型保育所を利用など、待機児童にカウントされない隠れ待機児童が全国に7万1,000人とも言われています。

また、2016年、「保育園落ちた、死ね」のブログが反響を呼び社会問題にもなりました。保育園待機児が一向に解消されない中での無償化は、保育所に入れない保護者の不満を一層高めるばかりか、保育園を利用できていない保護者との間で分断を生じさせかねないと思います。何よりも待機児童解消を進め、希望する全ての子供が保育園を利用できるように、町として責任を果たすことが喫緊の課題と考えます。

それでは、質問に入ります。

一問一答方式でよろしく願いいたします。

保育園の申込数、受け入れ状況について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

おはようございます。

渡邊議員の保育園の申込数、受け入れ状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

12月1日現在の保育所利用認定の延べ申込数は614名であり、そのうち591名は保育所、2名は事業所内保育所に入所されております。

以上、答弁をさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確認をとらせていただきます。

今の答弁で延べ申込数は614名、そのうち591名が保育所、2名は事業所内保育所ですね。

それでは、2点目に入ります。

待機児童数、年齢別数を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の待機児童数及び年齢別数についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和元年11月21日に報道発表がありました香川県内の10月1日現在の保育所等利用待機児童数において、多度津町の待機児童数は7名となっております。これは特定の保育所のみを希望するなど私的待機者を除いたものであり、同時点での私的待機者数は4名、合わせますと待機児童数は11名となります。

年齢別の内訳としましては、ゼロ歳児8名、1歳児1名、2歳児2名となっております。

12月1日現在ではさらに増加し、待機児童数が13名、私的待機者8名、合わせますと21名となっております。

年齢別の内訳としましては、ゼロ歳児16名、1歳児3名、2歳児2名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

待機児童は12月1日現在で、今答弁がありました21名ということで、年齢別の内訳としましてはやはりゼロ歳児が16名ということで、ゼロ歳児、1歳児、2歳までで、3歳以上はこの答弁の中にはなかったように思います。

県内313人の待機児童の中で、調べますとゼロ歳児が131名、1歳児が105名、2歳児が64名、合計しますと300人でございます。ということは、3歳児以上がこの計算によりますと13名なのかなと思いますが、3歳未満が本当に多いということを入れていただきたいなという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

待機児童解消対策や今後の課題を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の待機児童解消策や今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

待機児童発生主な原因は、保育士不足により必要な入所定員の確保ができないことであり、本町のみならず全国的に問題となっております。そのため、保育士の新たな確保及び現在勤務されている保育士に引き続き長く勤務していただくことが重要だと認識をしております。

本町では今年度より県の補助金を活用し、保育士の業務負担の軽減を目的に、清掃業務、給食の配膳、寝具の用意、片づけといった保育に係る周辺業務を行う支援者を配置する場合、1カ月、10万円を上限に、その経費を町が補助することといたしました。

現在、2カ所の保育所が、この補助事業を活用して支援者を配置をしております。また、本町独自の保育士確保策として、令和2年度より多度津町保育士就職一時金交付事業を実施する予定です。この事業は令和2年4月1日以降に正規職員として町内保育所

に就職する保育士資格を有する方を対象に、勤務を開始した日から6カ月継続して勤務することを条件とし、10万円の一時金を交付する事業であります。このほかにも保育士確保及び離職防止に有効な制度を保育所長会等において検討しております。

さらに、本町においては、今年8月21日に香川短期大学と包括的連携、協力に関する協定を締結をし、保育士を目指す学生に町内保育所への就職を促すため、学長及びキャリア支援センター長から最近の求人情報や学生の就職活動の動向についてお話を伺いました。

その内容を参考に、町内保育所の求人情報及び町の紹介をまとめたパンフレットを作成し、県内はもとより、近県の保育士養成校にもパンフレットを配布し、就職活動に役立てていただくほか、町内保育所の見学ツアー等も計画をしております。

今後も香川短期大学との連携を初め、引き続き保育士確保のための施策を検討し、待機児童の解消に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、待機児童解消についての一般質問は今回で2回目であります。2019年3月議会で一般質問をいたしました。その折の町長の答弁でございますが、本町においても保育所の無償化により待機児童が発生する、そして今後は保育所と連携し、保育士の処遇改善に検討を含め、引き続き保育士の確保に取り組んでまいりますという答弁をいただきました。

その後、今の答弁でございますが、待機児童解消に向けて対策を行っているなど、前向きに一步進んだということで敬意を表したいと思っておりますが、効果はなかなか難しいのではないかなという風に思います。

なぜならば、保育士の資格を持っていても2分の1がほかの職業についているからでございます。原因は責任の重さ、事故の不安、保護者との関係が難しい。実際に保育士として働いてる方からは、賃金が希望と合わない、自分自身の体力、健康の不安、休暇が少ない、取りにくいなど言われています。実は、一般質問の締め切り後でございますが、待機児童解消について数名の保護者の方から貴重なご意見をいただいております。その内容、生の声でございますので、少しでも参考になれば、そのように思っております。

その内容は、善通寺市のように3歳から以上は幼稚園へ、ゼロ歳から2歳までは保育所でとか、また待機児童の年齢は3歳未満がほとんど98%以上なので保育所へ、そのかわり幼稚園の一時預かりの時間を延長すれば待機児童解消になるんじゃないか。

また、待機児童の解消は少子化対策であり、保育所、幼稚園の相乗効果により安心して子供を育てる環境こそが将来的に出生率を高める施策である。確かに生の声であります。

よく言われますが、民営圧迫という考え方もおいでるかも分かりませんが、今のままだ

と保育士が確保できずに児童の定員を減らす、減少するということになりかねないのではないでしょうか。

実際に児童の定員を減らしている保育所がございます。まさに逆効果であります。

実は、国においては2022年までに女性の就業率を80%、それに必要な32万人の受け皿を作るということになっております。そうなれば、この本町におきまして女性の就業率が80%、本当に定員も含めて保育士確保ということは到底並なことではないような気がいたします。

将来を見込んだ施策の見直しをすべきではないでしょうか。町の考え方をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答えをしていきます。

これは多度津町独自の形態になっておりますが、渡邊議員もご存じのとおりでありますけども、保育所は全て民間の経営になっております。幼稚園は全て公設です。そういう多度津町だけなんです、こういう風な形態になっているのは。

そういう中で、保育所に通う子供たち、ゼロ歳児から5歳児までいらっしゃいます。そういう方々は全て民間の方に委ねてるということなので、そういうところ、そういう民業を圧迫するということとはできない、これは私ども行政にとって大きなことであります。それを守るということは大きなことでありまして、それを守りながらも、多度津町の宝である子供たちを健全に育てていくため、そのために保育所の先生方とともに話し合いをしながら色々な、様々な事業、施策を行って、待機児童をなくする、また保育士の待遇の改善を行っていく、そういうことで保育所、保育園の園長、所長先生方と話をしております。

そういう中で、今私が申し上げました新たな施策っていうのは、保育所の希望してること、それをできるだけ町も補佐していこう、町もそれを進めていこう、保育所、保育園のために進めていこうということでもありますので、それは民業をなるべく活性化していく、民業を助けていく、そういう役割というのはもうずっと以前から、この多度津町の保育所、保育園、また幼稚園のそういう形態ができたときからこれは始まっておりますので、その中で行っていきたいと思っております。

また、幼稚園の放課後預かり、これも保育所とずっと話をしながら、もう何年も前から色々話をしながら進めていることでもあります。これからはこういう待機児童のこともありますので、保育所、保育園に対しましても少し無理を聞いていただかなければならないなということも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに前向きに検討されてるということは本当にひしひしと感じるわけですが、私も保育士をして16年間やってまいりました。その中で、その時代とは確かに違う

わけでございますが、でも今の状態を本当に保育士の方が確保できればいいんですけども、でもそうじゃなくて今のままだったら保育所、民間保育所、定員を減らさなければならぬ、そういうところが本当に私は逆効果じゃないかなという風に思っております。

そういったところを見込んで、もう一度、町とそして保育所、幼稚園、保護者のご意見も入れながら関連して取り組んでいくというような姿勢はございませんでしょうか、お聞きいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再々質問にお答えをしております。

今私どもが話をした施策、事業というのが、これは今の現状にとっての最善策だと考えています。そして、この待機児童を解消することが私どもの今の大きな、重要な課題であります。そして、そのためには何が重要かということを考えておりますので、そのためには保育士を確保する、保育士の待遇を改善をして保育士が多度津町の保育所で働きやすいような環境を作るということ、そのことが一番大事だと考えております。

そういうことを進めていけば、保育所、保育園で勤務される保育士の数も増えてくると思います。そうすると、待機児童がなくなるというだけではなくて、多度津の子供たちをもっと預かってもらえる、そのような体制が造れるのではないかなと考えておりますので、そのことを保育所の先生方と行政とが常に、本当に常に色々と意見交換をしながら、議論をしながら行っているところであります。

今のところは来年度の施策っていうのはその成果であります。

以上です。答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

新しい施策を前向きに頑張っているということは本当によく分かります。でも、本当に保育士が増えるのかどうか、これが大きな瀬戸際。待機児童解消にも繋がるし、それだけじゃなくてやはり安心して子育てができる、この環境を造るのは町でもあり、家庭でもあり、そして幼稚園、保育所、そのように思っております。期待しておりますが、来年は待機児童がないように、そしてまた保育士が増えることを願って質問を閉じさせていただきます。

2点目の質問に入ります。

申し訳ありません。

もう一点、質問がありました。

4点目でございますが、国の幼児教育無償化についてどのように捉えていますか。また、それに伴い、本町の現状や影響について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の幼児教育無償化に伴う現状や影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年10月より、子供が通う施設が公立、または私立に関わらず、幼児教育、保育料が無償化になったこと。加えて、新たに必要となった副食費の負担に対する町単独補助により、保護者の経済的負担は軽減されたと考えております。

その一方で、保育希望者が増加することにより待機児童も増えることを予想していましたが、現在のところ昨年度の同時期に比べ待機児童数は少ない状況です。

なお、次年度の保育所利用認定の申し込みは、11月22日が申し込み締め切り日でありましたので現在集計中であります。

また、保育料無償化に係る経費につきましては、国、県、市町で3分の1ずつの負担割合となっており、負担額は無償化前と比較し、やや減額となる見込みです。

本町といたしましては、その財源を保育士確保対策に充て、待機児童解消に努めるとともに、子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の国の幼児教育無償化について、どのように捉えているかについてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会としては今回の国の幼児教育無償化につきましては、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑みた子育てを行う家庭への経済的負担の軽減を図るためのものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

1点、心配事がございます。

保育所の途中入所希望、そういう場合は途中から入園したい、入所したいという場合はどのような、定員がいっぱいとか、そういう部分はやはり理由にはならないんじゃないかなという風に思っておりますが、どのように捉えてますでしょうか。再々再質問でしょうか、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の年度途中での入所希望の方の対応についてでございますが、年度途中に入所希望の方につきましては申請をしていただいておりますが、やはり今の状況では定員がいっぱいということで、利用調整をその都度させていただきます。

待機の方の中からでも点数化いたしまして、保育の必要性の重要な、最重要度の方からご案内するように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしく願いしたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

2点目は地域内水路の保全についてであります。

水路は農業振興や防災面など多大な機能を有しています。水路の保全管理は地域住民の理解が不可欠であります。しかし、水路の老朽化により損傷箇所、改修必要箇所など相談や自治体要望が発生しております。水路の保全管理などについて伺います。

1点目でございますが、地域水路の危険箇所、また改修必要箇所などが発生した場合、町の対応を伺います。

併せまして時間的なことがありますので、水路の点検実施、実情把握、今後の課題についても伺いたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

おはようございます。

渡邊議員の地域水路の危険箇所、改修必要箇所などが発生した場合、町の対応を伺うについて答弁させていただきます。

水路のうち、農業用水路について答弁させていただきます。

農業用水路は農業用用水の取水や生活用水及び雨水の排水などに活用されている住民生活に密着した地域インフラでございます。本町では農道水路の維持管理につきましては受益者である地元水利組合や地元自治会等にご協力いただき、日々の管理を支えていただいている状況でございます。

また、農道水路の点検につきましても地元住民の方々にご協力いただいております。水路の老朽化等による修繕や改修が必要となった場合、軽微な修繕であれば地元管理者に対してモルタル等の原材料を支給し、修繕をお願いしているところでございますが、工事が必要となる場合は多度津町土地改良区の事業を活用して改修、改良工事等を実施しております。今後も水利の適切な管理が行えるよう対策を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

渡邊議員の地域水路の危険箇所、修繕必要箇所などが発生した場合、町の対応のご質問に答弁をさせていただきます。

町内には農業用排水路、住宅排水のための水路、道路路面排水のための側溝など、様々な用途の水路があります。建設課においては町道区域内の水路については、道路台帳により管理水利を把握しているところでございます。

町内全ての地域の地域内水路の管理区分については、十分な把握ができていないのが実情でございます。そのため、地元自治会による定期的な水路清掃活動を通じて発見された破損や老朽化の修繕について、自治会要望や住民の方からの報告、相談を受け、その都度担当職員が出向き、現地状況の確認を行うとともに、構図や土地台帳をもとに所有者を調査し、改良や修繕の対応について地元水利組合等と協議を行い、町発注による改修工事の実施や、地元水利組合等での対応の依頼等により早期対応に努めているところでございます。

次に、渡邊議員の2点目の水路点検実施、実情把握、今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、水路の点検についてですが、日頃より発注工事の現場管理と合わせ、工事現場周辺の公共物について職員による目視点検を心掛けておりますが、先ほどの答弁の中でも回答させていただきましたとおり、町内全ての水路の現状把握は困難であり、地域住民や自治会を通じての報告、相談により実情を把握しているのが現状でございます。

建設課として今後増加が予想される老朽化施設の維持管理を課題として捉え、町の台帳等により管理する公共施設を適切に維持するため、これまでも順次道路施設の橋梁点検や道路舗装の路面状況調査の実施、また港湾、海岸施設の施設状況の調査並びに町営住宅の現状を踏まえ、各施設の適正管理を進めるための長寿命化計画を策定し、常日頃の維持管理に努めているところでございます。

今後は排水施設におきましても管理管轄の把握を行うとともに、他施設同様、点検及び長寿命化計画の策定を検討し、計画的な維持管理が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、再質問を行います。

先ほど産業課の答弁の中で、工事が必要となる場合は多度津町改良区の事業を活用して改修、改善、改良工事などを実施してありますとありますが、その際の地元負担はどの程度なのでしょうか。また、採択基準及び事業実施件数についても教えて下さい。伺います。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

多度津町土地改良区の事業形態といたしましては、2つの事業形態がございます。1つ目は単独県補助金の土地改良事業、2つ目は町単独費の土地改良事業でございます。1つ目の単独県補助金の場合の補助率の内訳は、県補助率が50%、町補助率が25%、地元負担率は残り25%、プラス事務負担金の5%の30%が地元負担率になります。

採択基準でございますが、1つの事業費が100万円以上の場合が県単独補助金の対象となっております。

なお、中讃地域及びこれに準ずる地域につきましては、30万円以上が対象となっております。

また、事業実績件数でございますが、平成30年度が6件の申請があり、3件の事業が採択されております。今年度、令和元年度は4件の申請があり、3件が採択され事業が実施されてございます。

2つ目の単独町費補助事業の場合の補助率の内訳は、町負担率が75%、地元負担率は残り25%、プラス事務費負担の5%の30%が地元の負担率でございます。

採択基準は、単独県費補助事業の採択要件に該当しない事業で、町の予算の範囲内で必



要と認められる場合となっております。

事業実施件数は、平成30年度が1件、令和元年度が1件の事業が実施されてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

色んな補助のある中で、多度津町も、どこともそうでございますが、高齢化、人口減少社会が急速に進む中で地域主体の維持管理体制では災害の防止、復旧を始め、水路などの適正に維持管理していくのはますます困難になるんじゃないかという風に予想されます。

また、自治会の要望や議員の方にも改善要望が上がっている状況であります。今後はこういった特定の地域の課題ととられずに、町全体の課題と捉え、安心・安全な住みやすい地域社会の実現に向け、今後の維持管理のあり方について、今後とも調査、また現状把握をお願いいたします。これは要望であります。

以上で終わります。